

九州栄養福祉大学

平成 21 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 22 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、九州栄養福祉大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定する。

【認定期間】

平成 21(2009)年 4 月 1 日から平成 28(2016)年 3 月 31 日までとする。

【条件】

特になし。

II 総評

昭和 11(1936)年に筑紫洋裁女学院が設立されて学園の母体となり、その後、幼稚園、中学校、高等学校、東筑紫短期大学と総合学園化し、平成 13(2001)年に大学が設立され、平成 17(2005)年に大学院が設置された。建学の精神は「筑紫の心」と表記される。講義室、学生ホールなどに「筑紫の心」が額に入れて掲示され、学生・教職員の目に触れる機会は多い。また、ホームページなどを利用して学外にも周知されている。この建学の精神を基本にして食を通して福祉を実現しようという栄養福祉そのものが教育理念でもあり、大学名にも冠されている。

教育研究組織は、大学の使命・目的を達成するための組織として大学院、学部の教授会が適切に構成され、定期的開催、運用されている。開学以来収容定員を充足してきている。教育課程は、「管理栄養士学校指定規則」に基づき、食の番人の役割を果たせる実践的管理栄養士の輩出という理想を持って、順次高度な専門的知識が修得できるよう年次配分を考慮した構成になっている。ただし、年間の履修単位の上限設定がなされていない点は改善が求められる。また、シラバスは、成績評価基準を示す項目が設定されていないなどの不備があるので改善が求められる。単位の認定、進級及び卒業・修了の要件は、学則に定められて適切に運用され、年間の授業回数は確保されている。履修及び学修状況の把握や指導については丁寧に行われ、学部一体となった教育支援体制は、安定した高い管理栄養士国家試験合格率に結びついており評価できる。

学生への学習・生活支援、相談業務は担任を中心に行われており、オフィスアワーを整備し、支援する体制の整備が望まれるが、学生・教員間には緊密で良好な関係が構築されている。就職支援については、専門職への就職率が高い点は評価できる。

教員組織については、年齢構成のバランスをとることが必要ではあるが、大学設置基準、栄養士養成施設指導要領、「管理栄養士学校指定規則」などの諸基準を満たす数の専任教員、医師、栄養士が確保されており、適切に配置されている。また、専任教員の採用、昇任に関しては規程・規則などが整備され、これに基づき、人事採用、昇任の方針が明確に示され運用されている。

事務組織編制の基本視点を、建学の精神及び教育理念の具現化に向けた迅速かつ適切な

業務対応、支援体制を確立することに置いている。各職員は互いに連携、協力して業務内容の充実、支援体制の強化を図っている。法人の管理体制はよく整備されている。管理部門と教学部門の連携も定期的かつ頻繁に行われ、教育研究活動が円滑に運営されるよう情報を共有している。

帰属収支差額は過去5年間安定した黒字を確保しており財政基盤は安定している。キャンパスには、教育研究に必要な施設設備が整備されている。社会連携は、地域に開かれた大学として施設の開放、公開講座の開講を行っている。学内外に対する危機管理の体制もとれている。

総じて、行事教育などにおいて建学の精神の具現化を図りながら、学生中心の細やかな教育に取り組む、教育成果も確実に示している。一部改善を要する点は見受けられるが、その改善策の策定に取り組むとともに、参考意見などを踏まえ、更なる発展を期待したい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準1を満たしている。

【判定理由】

建学の精神は創立者の起草したものに明示される。すなわち「東筑紫学園の建学の精神」は「教職員学生生徒が心をひとつにして勇気、親和、愛、知性の四つの芽を心の畑に種蒔き育てていくこと」としている。その建学の精神の理想として「筑紫の心」が表記され、「筑紫の心」を基本にして食を通して福祉を実現しようという栄養福祉という実践理念を持った大学である。栄養福祉そのものが教育理念でもあり、大学名にも冠されている。また、「筑紫の心」の理念はホームページや広報誌を通じて学外に公表され、また、学内の講義室、学生ホールあるいは会議室などに「筑紫の心」が額に入れて掲示されており、学生・教職員の目に触れる機会が多い。更に、学長の式辞や講話あるいは担任教員においても学生に説明されている。建学の精神については、「お掃除教育」と呼ばれる独特な行事教育を通じて「人格の完成を図る」という目的達成のために実践されており、教科教育以外の教育方法による具現化も工夫している。

基準2. 教育研究組織

【判定】

基準2を満たしている。

【判定理由】

学園の建学の精神である「筑紫の心」が基本的な使命・目的となっている。食の指導を通して現在の生活・環境・食材などの在り方に警鐘を發し、人類社会の福祉に貢献する管

理栄養士の養成を教育目的とした実践的な教育を行っている。開学以来収容定員を充足してきており、教育理念の実現に向けて教育・研究の充実、地域社会に対する実践活動も行っている。大学の使命・目的を達成するための組織として大学院、学部の教授会が適切に構成され、定期的開催、運用されている。教養教育の運営について独立した組織の設置など課題はあるが、大学全体としては概ね適切に運用されている

基礎教育については、開学時より重点を置き、すべての専任教員が参加し「クラス担任制度」を置くなど、教育面で十分な運営・責任体制が実施されている。「学科会議」「学年会議」、各種専門会議なども設置して、学生からの教育上の要望に対して迅速に対応している。

【参考意見】

- ・教養教育については、「学科会議」がこれを包含しているが、独立した組織として設置し運営することが望まれる。

基準 3. 教育課程

【判定】

基準 3 を満たしている。

【判定理由】

学園の建学の精神である「筑紫の心」を基本として、食を通して福祉を実現する「栄養福祉」という教育理念のもとに、実践的管理栄養士の養成を目指しており、大学の教育目的は、大学学則第 1 条に、大学院の教育目的は大学院学則第 1 条及び第 2 条に定め、それぞれホームページ、大学案内、学生便覧などを通じて学内外に広く公表している。

教育課程は、「管理栄養士学校指定規則」に基づき、食の番人の役割を果たせる実践的管理栄養士の輩出という理想を持って、順次高度な専門的知識が修得できるよう年次配分を考慮した構成になっている。しかし、年間の履修単位の上限設定がなされていない点、シラバスの成績評価基準に関する項目の設定など早急に不備を是正することが求められる。

単位の認定、進級及び卒業・修了の要件は、学則に定められて適切に運用され、年間の授業回数は確保されている。履修及び学修状況の把握や指導については、担任が担当し各学年に開設しているゼミナール（必修）や各クラスに設置した学修日誌などを通して担任との緊密な関係が構築され、丁寧に行われている。また、授業評価アンケートによる学習意欲の把握、成績不良者への個別指導など学習努力の強化への配慮がなされており、管理栄養士国家試験合格という目的達成に向けた、学部一体となった教育支援体制は、きわめて高い国家試験合格率の維持に結びついており高く評価できる。

【優れた点】

- ・管理栄養士養成に一貫性を持たせた教育方針が、高い国家試験合格率に結びついており、高く評価できる。

【改善を要する点】

- ・年次別履修単位の上限を設定していないので、改善が必要である。
- ・シラバスに成績の評価基準が明確に示されておらず、授業計画が示されていない科目も一部にあるので、早急な改善が必要である。

基準 4. 学生

【判定】

基準 4 を満たしている。

【判定理由】

大学は、建学の精神を理解し「栄養福祉」の教育理念に賛同する学生を、大学院は、指導的役割を果たす実践力のある専門的管理栄養士の養成という設置趣旨に賛同する学生を受入れることをそれぞれのアドミッションポリシーとし、ホームページなどで広く公開している。入学者選抜は、適切に行われている。募集状況は良好で、入学定員充足率、収容定員充足率とも概ね適正である。

学生への学習・生活支援、相談は、オフィスアワーを早急に整備し、支援することが望まれるが、現状では「担任制度」が機能し、支援については概ね円滑に行われている。「国家試験委員会」を設置して、管理栄養士国家試験受験への支援を組織的に行い、毎年高い合格率を維持している。学生の授業評価は、全授業に対して実施されており、集計結果は当該教員及び学長に通知されている。

経済的な支援については、各種奨学金制度の導入、学費分割納入の制度を設けるなどの対策が講じられている。学生の課外活動の支援については、大学祭を日ごろの学習成果を地域に披露する学校行事ととらえ、大学をあげて準備・運営を支援している。

就職支援については、学部教員と就職指導課の専任職員が連携してきめ細かい指導に当たっており、食の番人としての役割を果たせる実践的管理栄養士養成の成果として、専門職への就職率が高い点は評価できる。

【参考意見】

- ・オフィスアワーを導入し、学生の相談に、より対応できる体制を整備することが望まれる。

基準 5. 教員

【判定】

基準 5 を満たしている。

【判定理由】

大学設置基準に加えて、栄養士養成施設指導要領、「管理栄養士学校指定規則」に規定されている諸基準を満たす数の専任教員、医師、栄養士が確保されており、適切に配置され

ている。

また、専任教員の採用、昇任に際しては「九州栄養福祉大学教員選考規程」「九州栄養福祉大学・東筑紫短期大学教職員の任期制に関する規則」などが整備されている。これらに基づき、人事採用、昇任の方針が明確に示され運用されている。選考に際しては、教育研究実績に加え、建学の精神の理解、教育理念、教育研究活動への積極的取組みなども重視している。

研究活動活性化のために、FD委員会、「学科会議」「新規採用者研修会」「教職員研修会」などが適宜開催、実施され、また学生による授業評価アンケート、担任の生活指導についてのアンケート、教員評価なども実施されている。専任教員の高齢化、教育負担の偏り、研究活動の活発化が望まれるなど、いくつか課題はあるが、全体としては概ね適切に運用されている。

基準 6. 職員

【判定】

基準 6 を満たしている。

【判定理由】

事務組織編制の基本視点を、建学の精神及び教育理念の具現化に向けた、迅速かつ適切な業務対応、支援体制を確立することに置き、各職務分掌は「九州栄養福祉大学組織及び管理運営規程」に規定されている。

併設校の東筑紫短期大学と同一キャンパスであることから、職員は専任職員又は兼務職員として配置され、教育研究支援体制の実現を目指し、各部門の業務内容、職員の資質を勘案して決定している。各職員は互いに連携、協力して業務内容の充実、支援体制の強化を図っている。

職員の採用・昇任・異動に関する規程は未整備であるが、採用人事は情報機器の操作技術を有すること、建学の精神・教育理念の具現化並びに職務遂行能力の高い人材の確保という明確な方針に基づき適切に運用されている。また、昇任人事は、職位に基づき、勤続年数などの形式的要件と勤務状況などの実質的要件を勘案し運用されている。

職員の資質・能力向上のための研修、SD(Staff Development)などの取組みは「新規採用者研修会」「教職員研修会」、外部団体主催の研修会、「事務職員研修支援制度」「職員評価」「情報管理センター技術情報紙」の発行など適切に運営されている。

学生の教育支援、教員の教育研究支援のための事務体制は教務部、学生部、保健室、図書館、「情報管理センター」が中心になって適切に行っており、各事務部門の代表者は「事務連絡会」で部門間の連絡・調整を図り円滑に機能している。また、「事務局に関する学生の評価アンケート」を実施し、事務体制や対応の改善に努めている。

基準 7. 管理運営

【判定】

基準 7 を満たしている。

【判定理由】

法人は、大学、東筑紫短期大学、専門学校九州リハビリテーション大学校、東筑紫学園高等学校、照曜館中学校、東筑紫短期大学附属幼稚園を運営しており、その管理体制はよく整備されている。設置者である法人は、代表理事である理事長・常務理事のもと役員及び評議員による理事会・評議員会において、寄附行為の定めにより審議・諮問がなされ、適切に運営されている。理事、監事、評議員は規程に基づき選任されている。

法人事務局は理事会のもとにあつて、理事会・評議員会に関する事項及び学園の総務・経理に関する事項を所管している。大学は「九州栄養福祉大学組織及び管理運営規程」に則り、学長・副学長のもとに学生部長・教務部長・事務部長の役職を配置している。

「九州栄養福祉大学教授会規程」のほか各種規程に基づき、委員会などを適宜開催して円滑な大学運営を行っており、大学運営上必要な情報の共有、案件の処理を行うため「学長部局会議」「部科課長会議」「朝礼（職員会議）」「事務連絡会議」が設けられ適切に運営されている。

管理部門と教学部門の連携については、定期的開催される拡大教授会、「朝礼（職員会議）」「部科課長会議」に両部門の役職者が出席し、大学の情報及び諸課題の協議・検討を行っている。

平成 13(2001)年 4 月に自己点検・評価委員会を設置し、教育研究活動などの状況について点検・評価を行い公表し、「平成 14 年度九州栄養福祉大学の現状と課題」は図書館にて、「平成 19 年度年次報告書」は、図書館及びホームページにて公開されている。

基準 8. 財務

【判定】

基準 8 を満たしている。

【判定理由】

帰属収支差額は過去 5 年間安定した黒字を確保している。大学の収入源である学生充足率は開学以来確保されており、学生数も増加し、資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表からも財政基盤は安定している。

今後は、更なる安定化を図るために、外部資金導入に向けたより一層の努力が期待される。

会計処理も「学校法人東筑紫学園経理規程」に基づき適正に会計処理を行っており、公認会計士による会計監査及び監事監査が年に多く実施され、理事会及び評議員会の議事録、起案書、契約書、請求書などに関し厳格な監査が行われ、会計基準に準拠した会計処理がなされている。

財務情報は広報誌「拓く」に前年度の事業報告書、財務概要として法人全体の財務状況を概説するとともに監事監査報告書及び各種計算書類の概要、財務分析を公開している。更に、ホームページにも財務情報を公開し、グラフや図表などを活用し、理解されるよう

工夫している。

基準 9. 教育研究環境

【判定】

基準 9 を満たしている。

【判定理由】

キャンパスは、北九州市小倉北区に位置し、併設校東筑紫短期大学と共用するとともに、同市小倉南区及び京都郡に運動場用地を有し、大学設置基準に定める校地面積を充足している。

講義室、演習室、実験・実習室、図書館、体育館、講堂、学友会館、学生ホール、女子学生寮など、教育研究に必要な施設設備は整備されており、大学設置基準に定める校舎面積を充足している。

平成 21(2009)年 2 月、すべての耐震検査を完了したが一部校舎が要耐震補強工事建物と診断され、現在、校舎の新築・増築、耐震対策、食堂の新築などを総合的に「学長部局会議」において具体的計画の立案に着手した段階である。

車椅子利用者のためのバリアフリー化を進めており、エレベータ、スロープ、障害者用トイレを整備している。また、学生ホール、ゼミ室は、憩いのスペースとして活用されており、学内緑化にも努めている。更に、学園の建学の精神及び大学の教育理念に基づき全教職員、学生が日々清掃活動を実践している。

【改善を要する点】

・耐震基準を満たしていない建物の耐震化工事計画が未策定であることは、改善を要する。

基準 10. 社会連携

【判定】

基準 10 を満たしている。

【判定理由】

地域密着型大学として 50 年にわたる栄養士養成、「実践実学」の実践を行ってきた併設校東筑紫短期大学を前身とすることから地域住民に学習の場を提供し、地域に開かれた大学として施設の開放、公開講座の開講など、キャンパスの立地上、限定的ではあるが社会貢献を果たしている。

施設の開放は、小倉区役所の胃がん検診に学生ホールを提供し、交通安全週間には警察車両の駐車場としてキャンパス敷地を提供しており、更に今後の図書館の一般開放に向けても検討している。

平成 18(2006)年度より、岡山大学大学院医歯薬学総合研究科と共同研究を実施している。また、東筑紫短期大学、九州リハビリテーション大学校、北九州市立年長者大学校周望学

舎との共催で、平成 16(2004)年度からシニアカレッジ「元気にシニアライフを愉しもう」を開講している。更に、大学、東筑紫短期大学、附属幼稚園との共催で、平成 17(2005)年度から「子育て支援講座」を開講している。

基準 11. 社会的責務

【判定】

基準 11 を満たしている。

【判定理由】

社会的機関として必要な組織倫理は「九州栄養福祉大学学則」並びに「九州栄養福祉大学組織及び管理運営規程」で、教職員が厳守すべき規則、職務分担、権限範囲、就業規則などについては「就業規則」「事務決済規程」「文書取扱い規程」「公印取扱い規程」に定められている。セクシュアルハラスメント防止規程、同和問題などの人権に関する規則、個人情報取扱いに関する規程、人間、動物を対象とする研究に関する規程など教職員に配付、周知徹底され適切に運営されている。

学内外に対する危機管理の体制はキャンパス内に公道があるため、キャンパス中央部に「警備員詰め所」を設置するとともに警備会社に常駐警備を委託し、中央玄関に監視カメラを設置、不審者に対する監視体制（機械警備、人的警備）を整備している。

学内においては「防火管理規程」「薬品管理規程」「包丁管理規程」などで危機管理体制が整備され適切に管理、運用されている。

大学の教育研究成果は広報誌「拓く」、大学案内、ホームページ、研究紀要、学内報、「臨地実習報告会」「卒業論文発表会」「修士論文発表会」など公平かつ適切に行われている。

